

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、そ
の翌日)

鳥取県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地
昭和四十九年二月八日	森 医院 西伯郡西伯町福成九八五

鳥取県告示第百五十二号

岩美郡岩美町大字長谷長谷入会林野整備組合組合長松本益蔵から申請のあつた長谷（琴引井手ノ下外二十八筆）入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

◆公安告示

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定に

基づき、昭和四十八年九月一日免許をした共同漁業権について、昭和四十九年二月二十一日変更の免許をしたので、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 免許番号 海共第六号
2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

境港市上道町二二三一番地三先 弓浜漁業協同組合

(二) 漁業種類、漁業の名称

第一種共同漁業 あさり漁業

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 基点第三十三号、ア、イ及び基点第三十四号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第三十三号 米子市境港市界

基点第三十四号 境港市新屋町三二六八番地二地先新屋川左岸の標杭

ア 基点第三十三号から六十六度（磁針方位とする。）一五〇〇メートルの点

イ 基点第三十四号から六十一度（磁針方位とする。）一九二〇メートルの点

ウ エから二百二十四度（磁針方位とする。）一九二〇メートルの点

エ 基点第三十五号から百七十二度（磁針方位とする。）一〇〇〇メートルの点

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十九年二月二十一日から昭和五十八年八月三十一日まで

免許番号 海共第七号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

境港市上道町二二三一番地三先 弓浜漁業協同組合

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 あさり漁業

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

基点第三十五号 境港市防波堤先端灯台

基点第三十四号から六十六度（磁針方位とする。）一五〇〇メートルの点

基点第三十三号から六十一度（磁針方位とする。）一九二〇メートルの点

エから二百二十四度（磁針方位とする。）一九二〇メートルの点

ウ エから百七十二度（磁針方位とする。）一〇〇〇メートルの点

5 制限又は条件

なし

6 存続期間

昭和四十九年二月二十一日から昭和五十八年八月三十一日まで

免許番号 海共第七号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

境港市上道町二二三一番地三先 弓浜漁業協同組合

3 免許の内容

なし

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

昭和四十九年二月二十一日から昭和五十八年八月三十一日まで

第三種共同漁業

地びき網漁業

日まで

(二) 漁場の位置

境港市地先

(三) 漁場の区域

次の基点第三十三号、ア、イ、ウ及び基点第三十四号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第三十三号 米子市境港市界

基点第三十四号 境港市新屋町三二六八番地二地先新屋川左岸の

標杭

鳥取県告示第百五十五号

島根県八束郡美保関町大字美保関福浦界

基点第三十七号 島根県八束郡美保關町海崎鼻先端

ア 基点第三十三号から六十六度（磁針方位とする。）二〇〇〇メートルの点

イ 基点第三十七号から二百六度（真方位とする。）の線とアエを結ぶ線との交点

ウ 基点第三十四号から六十一度（真方位とする。）三〇三〇メートルの点

エ 基点第三十六号から百七十二度（磁針方位とする。）二〇〇〇メートルの点

制限又は条件

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、花見東郷土地改良区の定款の変更を昭和四十九年二月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十五号

昭和四十八年十二月七日付けで日野町から申請のあつた土地改良（横ノ田地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

鳥取県告示第百五十六号

昭和四十八年十二月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（上萩山地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日南町役場

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

昭和四十八年十二月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（上原地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

昭和四十八年十二月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（農業地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

昭和四十八年十二月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（笠木地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

木地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年三月二日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
日南町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十一号

昭和四十八年十二月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

三 終了年月日
昭和四十八年十一月二十二日一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書及び条例の写し二　縦覧に供する期間
昭和四十九年三月二日から二十日間三　縦覧に供する場所
日南町役場

鳥取県告示第百六十二号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一　作業種類
基本測量二　作業地域
三朝町

邑 次

鳥取県告示第百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規

定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一起業者の名称

中国電力株式会社

事業の種類

電気事業法による電気工作物の設置に関する事業

立ち入りろうとする土地の区域

智頭町大字市瀬並びに用瀬町大字安藏、大字川中、大字宮原、大字樟原、大字金屋、大字古用瀬及び大字用瀬

立ち入ろうとする期間

昭和四十九年三月一日から昭和五十二年二月二十八日まで

鳥取県告示第百六十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条第一項の規定に基づき、東伯都市計画道路を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画を定める土地の区域

三・三・一 逢東丸尾線

東伯町大字逢東字竹光、字比丘尼寺、字上風呂屋谷、字野際、字長畠、字鈴ヶ野、字深溝、字西野、字下谷端及び字谷端、大字徳万、字東馬込、字下馬込、字西馬込、字下新畠、字東為信、字西為信、字添水谷、字下出口、字西垣及び字西垣西通並びに大字丸尾字井手領、字女給、字蔭ノ下、字坂ノ下及び字寺田

三・三・二 逢東下伊勢線

東伯町大字逢東字鈴ヶ野、字道丸欠及び字東道丸欠、大字下伊勢字於曾姿、字門畠、字内海中、字土手下、字松山、字北田及び字谷田並びに大字徳万字南馬込、字東込堂及び字中込堂

三・四・一 保浦安線

東伯町大字保字西宮ノ下、字松神、字屋敷及び字北田、大字丸尾字宮ノ下及び字松神、大字徳万字育女垣、字鳥見、字才ノ木、字下込堂、字中込堂、字南馬込及び字上込堂、大字下伊勢字谷田、字下リ田、字荒神下モ及び字屋敷出並びに大字浦安字惣連及び字下清繁三・四・二 浦安停車場線

東伯町大字徳万字龍庵、字大久保田、字東上松、字中上松、字角田、字上新畠、字東為信、字西馬込、字下馬込及び字下新畠

三・四・三 徳万逢東線

東伯町大字徳万字中上松、字東上松、字仁田西通、字三石田、字中仁田及び字上馬込並びに大字逢東字田越橋、字下道丸欠及び字道丸欠

三・五・一 丸尾浦安線

東伯町大字丸尾字女給、字出口、字河原坂ノ下、字西川端及び字

宮ノ下、大字保字西宮ノ下、字セイセイ、字宮ノ西、字下河原、字上人田、字桜ヶ平、字中通及び字沢除並びに大字浦安字清水元、字六反田、字北市場、字北島及び字惣連
東伯郡東伯町徳万五九、一ノ二 東伯町役場

二 都市計画の案の縦覧場所

昭和四十九年三月二日から昭和四十九年三月十五日まで
三 縦覧期間

鳥取県告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画の下水道を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画の決定に係る土地の区域

天神川流域下水道

倉吉市大塚字下沖、上沖、深田、七峯、砂田、大仙分、野嶋、大荒神、燕子池、二ノ大仙分、ハゲ田、中道、廣瀬、辻畠、十左衛門田、前河原、柳原、前河下、四条、五反田、土下地、八反田、限ヶ坪、稻原、塚ノ原、下土手下、土手下、背戸、上川、土井下、下屋敷、中屋敷及び上屋敷、清谷字二ノ龍口、森、大石、五ノ坪、穴田、

渕ノ上、四反田、大樋口、西谷口、興三治、大石橋、下前河原、上前河原、北田、下澤地、澤地、賀部田、仲河原、長田、小幣、龍ノ口、下大石、井尻、西谷、神田、妙見谷、小路谷、経塚、西ノ谷、下徳田、徳田沖、下沖河原、沖河原及び小幣沖、福庭字北田、中井田、下河原、下前河原、天神前、清水、原ノ前、土井ノ内、前河原、上前河原、有田、八ヶ坪、穴田、外河原、下莊子田、小在所、出澗、楓ノ木谷、澤、坂根及び板根平、新田字柳原、中通り、川尻、下前河原、天王、屋敷、荒神木、高見、アゲシ、東中渡、西通、中筋通、東通、土手下通及び柳ノ内、河北町字善太夫田、中通り、川尻、樋口尻、下前河原、前河原及びモゲ川下ノ段、海田西町、海田南町、天神町字樋口尻、前河原、モゲ川、外下河原、モゲ川下ノ段、沖河原及び切口、海田東町字柳原、外薬師、荒神、坂根、坂根平、下ノ谷、大所、澤、双来、山下、若宮谷及び長平谷、上井字外下河原、下河原、小河原、五反田、長泓、宮ノ前、宮ヶ坪、小泓、唐樋、米出場、橋ノ下、土手藪、源平田、地堂、昆沙田、大塚田、新土手、柳原、外中島、内中島、土手根、茶屋後口、樋戸、古川、板橋、切口、落段、山田及び稲塚、大平町字宮ノ谷、山ノ鼻、双来及び澤、上井町二丁目、上井町二丁目、山根字内河原、鍛冶田、一本木、下鴨田、上鴨田、早見田、下大日、壹町田、上大日、喜助谷、大平、イツナシ、三通田、管原、堂ノ前、洞善寺、奥田及び村廻り、伊木字土手根、式ノ首、砂田、中新田、下河原、中河原、上河原、大田、桑谷平、堂ノ前、幸ヶ町、桑谷及び奥田、八屋字下河原、土手根、石田、管原、屋敷、船、大通、高瀬、中河原、林谷口及び寺ノ下、下余戸字新宮、釜ヶ町、福岡、繩手、屋

敷廻り、屋敷、後山及び河原、上余戸字堂面、大谷口、小山、外
 河原、奥小山、古屋敷及び山辺り、巖城字安田開、藪下、下河原、
 東、落通り、土井ノ上、上矢太田、烟鉢、稻渡り、下穴田、ドンド
 川、加藍橋、渡シ河原、伊木渡り、新市、渡リ上リ、下矢太田、阿
 弥陀ノ前、笠ヶ前及び向河原、下田中字西新添、東新添、東志具
 手、西志具手、下隈田、上隈田、深田、東荒神、西荒神、北田、杉
 ノ元、萬場、屋敷、下五反田、上五反田、向五反田、東上手、中上
 手、西上手、東堀、西堀、東割田、西割田、石ヶ坪、藤田、烟ヶ田、
 日ヶ告、下沖代、上沖代、下欠戸、上欠戸、下前田及び上前田、
 米田町字西田井、八ヶ坪、土龜田、橋井手、養元、五反田、前田、
 深田、木ノ下、法界門、村屋敷、浅田、中開沢、繩手添、越シ、上
 屋敷、僧ヶ平、谷口及び海又、円谷字井手坂、海田、代田、越、
 西高殿及び井手ノ内、昭和町、駄經寺町字島居礒、下湯原、上河
 原、駒田、築出シ、上湯原、大御堂、ドンド川、隈廻、竹ノ下、正
 尺、五反田、松ヶ坪、森ヶ坪、下大六、福田、早稻田、屋敷、墓ノ
 前、上大六、海又、中ノ谷、宮ノ前、東谷、西ノ谷、下青測及び
 住吉、倉吉字島居礒、池ノ上、二反長サ、中将子、池田、中反田、
 中通、駒田、宮川、郊家、前田、三通田、折坂、神坂、田町、弓場、
 錆ノ元、東荒尾、上河原、數ノ内、荒神丁、宮川町二丁目、西梅田、
 東梅田、荒神前、住吉、東武者、西武者、熊ノ裏、籠ノ背、研屋町、
 魚町、四ツ筋、殿屋敷、旭田、薬師縄手、新町一丁目、新町二丁目、
 東仲町、西仲町、下タ仲町、宮ノ元、布留舍沖、西家土町、翠町、
 崑樹、長門土手、新町三丁目、福吉町、東出口、東岩倉町、西町、
 東家土町、東大流、西出口、數ノ沖、西大流、金森、茶屋渡、南越、

殿、西岩倉町、越中町、隈ノ沢、北越殿、的場、新藏付、廣瀬町、
 鮎田、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、千人破戸、新藏道、東淀広、
 下矢名田、法仙、町裏、中長、玉ノ助、高間田、清水出、谷田、早
 稲田、大平ル、月輪田、谷畑、堺町三丁目、明治町二丁目、大正町
 二丁目、旭田町、金森町、下中島、中島、上中島、養玄開、西淀庄、
 上矢名田、馬場、四十二丸、下久米谷、久米谷、今屋敷、宮ノ平ル、
 下神坂谷、高畔、山ノ下、地井ヶ谷、要害谷、稻置、サコ田、中田、
 龜谷、浅田谷、長谷坂、上仲ノ町、打吹山、十石谷、桜谷、惣田山、
 宮ノ峯、二葉山、西荒尾、堺町一丁目、堺町二丁目及び柳形、鴨
 川町字砂畑、下沖河原、下河原及び堂ノ前、福守町字西荒木、穴
 エゴ、砂畑、墓ヶ坪、下屋敷、掛樋、天王、乾ヶ瀬、荒木、宮ノ前、
 高場、乾、長総サ、三反総サ、野ノ下、馬場先キ、向河原及び上
 河原、西福守町、不入岡字鴨川、国府字中ノ郡家、道場、砂跡、鴨
 川、向前田、河新田及び市道、秋喜字宗木田、国府田、鐘撞田、堂
 田、島田前、這上リ、御供田、大鼓面、持井田、八反田、大坪、天
 名、鍛治田、井手添、東森ノ丁、相待、荒田、西九反長、東九反長、
 長田、四反長、下山根、山際、西坂根、東坂根、上山根、西森ノ下、
 東森ノ下、豆屋田、清水、清水元、杉ノ元、鰐、觀音堂及び鮎堀
 及び朝日、北野字八幡西平ラ、天祐西平、八幡ノ平、八幡ノ下及
 び大石橋、丸山町字大平ル、朝日、掛上リ、一町田、円山、七右
 エ門田、山ノ下及び馬場屋敷、生田字掛上リ、一町田、石曾根、

代満田、園田、山花、東河原、大畑、神主田、欠口、大境、上河原、下河原、隈田、籬外、孤ツ屋、古屋敷及び山ノ上ミ、穴窪字鳥森、下ノ前、天苗代、前田、側、庄田、平塚、木ノ庄、屋舗、損亡、天王、中西、五反田、道木、御庭井、城ノ内、宮ノ前、走井手、式計舞、八計舞、重隈、河原田及び地蔵面、中江字才ノ神、大五輪、四ツ五輪、桂木、番付、四条、藪サ、苗田先、出口、南屋敷、前田、佃、下屋敷、中屋敷、天王、坂ノ下、大坪及び土手下、井手畠字下通、上通、下手通、下モ手、寺ノ上手、南屋敷、上手通、若宮、出口、前畠及び荒神木、下古川字城ノ内、八反繩手、西屋敷、下前田、上前田、宮ノ下、稻荷、砂子、下道木、井手向、西堀田、中道木及び宝大寺、小田字下河原、樋口尻及び宮ノ下、大原字郡山、下赤池、大開、向河原、石土手、橋床、鳥居河原、清水、上新田下、上新田上、上新田沖上、池ノ尾口、井手口、盜人谷及び保木、中河原字道久橋、邸通及び西川端、小鶴字西河原、下道端、屋敷通及び皮屋河原、藏内字あげし及び屋敷、上古川字下河原、池ヶ盛、アカメ柏、ホレト、空町及び上河原、石塚字ソリ及び上河原、福山字宮ノ前通及び家ノ前通、鴨河内字下河原、青木、若宮、家ノ後口、机、天神河原、上河原、上向河原及び東上河原並びに耳字北下河原、西下河原、上河原、上ミ田及び鳥ノ子

羽合町大字長瀬字稻島、八田ヶ坪、船津、二ノ惣田前、東上浜、宮ノ前、野畑、野畑屋敷、東野畑、村後、浜瀬屋敷、二ノ浜瀬、下浜屋敷、二ノ下浜屋敷、古屋敷、二ノ古屋敷、四ノ下浜、三ノ下浜、御建山下、二ノ御建山下、徳松開、内千石、千石、中土手下、二ノ千石、三ノ千石、四ノ千石、五ノ千石、六ノ千石、新川屋敷、犬伏、

和反田、天王、下長政、下惣田、荒神ノ外、浜根、二ノ下浜、七ノ千石、十ノ千石、十一ノ千石、十二ノ千石、十三ノ千石、池端、鼈池、新川前、二ノ新川前、唐川、三ノ唐川、新川尻、三ノ内千石、和助前、和助北、浜山、四ノ中浜、三ツ実、難波、推田、弥助田、大田、南動乱田、助定、柳、流田、尾成、鉾手、寺屋敷、南寺屋敷、石建、北寺屋敷、八町、当免、五反田、下村後、上村後、高浜、浜根荒神、二ノ浜根荒神、三ノ浜根荒神、嘉平柳、三ノ嘉平柳、二ノ因幡新田及び因幡新田、大字水下字前田、角田、堀田、栗坪及び河原田、大字久留字船津、河原田、水下後、前田、屋敷、二ノ屋敷、光吉後、二ノ光吉後、三ノ光吉後、横道下、大繩、二ノ大繩、二ノ前田、樋口下、古道下及び三ノ大繩、大字橋津字下河原、二ノ下河原、屋敷、御藏廻り、三ノ屋敷、寺前、九ノ屋敷、宮ノ上、十ノ屋敷、浜屋敷、二ノ浜屋敷及び根澗、大字宇野字西又一、西峯、浜屋敷、谷尻、西屋敷及び東屋敷、大字上橋津字村ノ内、丁床、二ノ丁床、堂ノ前、手崎、向山、前田、二ノ村ノ内、西ノ下及び御藏ノ上、大字赤池字大下モ、墓廻、古堂、彦三郎田、本ノ土井及び前田、大字光吉字五ノ屋敷、四ノ屋敷、菅町、九田ヶ坪、樋返り、六田ヶ坪、鍵田、長ヶ坪、浅津、廻り、屋敷、二ノ屋敷、鳴滝、富代、隈ヶ崎及び南津、大字南谷字添原、丁田、外隈、中沢、東沢、大場、大外、川向、下村ノ内、上村ノ内、若山、ナル、谷、中島、隈ノ内及び大上、大字下浅津字味噌隈、北屋敷、柳、井元、中屋敷、船寄、イツ又、籬、片風、当連、南屋敷、村西、問寄、下大坪、上大坪、弁慶、為刈、神田分、沢屋敷及び鍛治屋、大字上浅津字龍神、出口、中島、二ノ中島、柳原、二ノ柳原、三ノ

柳原、黒田、井料田、二ノ井料田、一ノ屋敷、二ノ屋敷、三ノ屋敷、四ノ屋敷、隈黒田、穴以後、古屋敷、堂ノ本、下船木、井作、湯ノ神、雨龍土、二ノ雨龍土、石指、木笠、四ノ坪、五ノ坪、九ノ坪、上松無、松無、餅ヶ坪、二ノ餅ヶ坪、三ノ餅ヶ坪、浜田、二ノ浜田、七反ヶ坪、稻平、明徳、宮ノ本及び二ノ宮ノ本並びに大字田後字、平木、二ノ平木、狐塚、中ノ掛、東屋敷、北屋敷、西屋敷、南屋敷、出口、二ノ出口、外出口、二ノ中ノ掛、二ノ長砂、二ノ内河原、内河原、二ノ森、森、三ノ内河原、三ノ坪、大俵、長砂、二ノ北屋敷、沖河原、二ノ狐塚及び高坪

東郷町大字長江字南蓼尾、上茅崎、茅崎、上前田、前田、五反田、斎ノ前、東芦崎、蓼尾、曇崎、西澤、長香寺、赤坂、惣治屋、小池、勘屋、六反田、江尻、砂田、五ノ坪、前溝、押野、菅森、上條屋敷、中條屋敷、下條屋敷、長泉寺、岸、谷ノ一及び石建、大字門田字小池、尾長、植木、西澤、前田、屋敷、才ノ神、南、大藪及び大室、大字長和田字川尻、砂田、入江、中坪、出口、護摩木、二ノ屋敷、小池、二ノ小池、同道横町、狐コロシ、二ノ坂根、坂根、若宮、河原田、隈田、植木畠、目見橋、杖付、井ノ尻、津浪、坂ノ下、六万垣及び屋敷、大字野花字西走出、東走出、岩根、蓼原、西前田、東前田及び野花川、大字引地字寺前、村松、舞鶴、内川尻、杭ノ和田、渡上、九品堂、西村ノ内、村ノ内、東村ノ内、引地、本松、向川尻、明五ノ湯、向灘及び青鷺、大字旭、大字中興寺字松原、小草、市場頭、中坪、脚ヶ坪、深田、濱田、四月井手、腰舞、屋敷及び谷口、大字松崎字新町、田町、西ノ丸、城山、堀、仲町、上

町及び町浦、大字藤津字泥中、奥、向田、中瀬、沖新田、龍王前、及び前田、大字久見字桜ヶ坪、片原ヶ坪、武牧尻、小五郎、樋詰、大坪、角ノ目、屋敷、空谷、清水冷リ、前田、ナメラ谷及び向畑、大字田畠字田中、山崎、山崎ノ二、高柳、走り出、鳥居松、屋敷、室木、新屋敷、切崎及び室木ノ二、大字小鹿谷字前田、垣ノ内、堤下、長峯、前崎、御屋敷前、御屋敷、屋敷、松神谷及び白ヶ谷、大字国信字切崎、井料、村前、下り及び倉入並びに大字別所字倉入

三朝町大字大瀬字齊木、嶋崎、八幡、石原、砂子田、青木、正天、立繩、堤ミ、梨子坪、久鳥、金盛、堂の前、出合、齊の谷、戸崎平、戸崎、福天、間狭、城の内、小安川、長光寺、前田、上畠、上向ヒ、向ヒ、向山、上河原、青木前、上鴨渡リ、下鴨渡リ及び鉛の木、大字横手字澤、栗口、川向、徳本、前田、家廻リ、橋本、栗谷、道の下、光東、河戸及び山辺リ、大字山田字下前河原、上前河原、宝大神、馬場、先の土井、市ヶ坪、福呂、中道、中島、渡リ上リ、土手下、築瀬、石湯、北平、澤向、上莊及び下莊、大字三朝字棕谷口、森崎、石田、株湯、下河原、湯谷口、半畠、塚田、山根、三谷口、外谷、村通、砂子田、小練、東畑、下古川、上古川、下荒尾、中荒尾及び上荒尾並びに大字砂原字中坪、坂根、屋敷廻及び寺田

関金町大字関金宿字町尻、藏屋敷、王子前、瀧口、鬼岩、鳥越、上ノ垣内、中道端、城山平、日笠、城山、湯谷、堤谷、大屋敷、积迦谷、長ノ尾、長尾尻、ヒイデ、土床、茶山、大坪、上天王、下天王、山王河原、宮ノタワ、大工前、出口、村通、土手ノ内、大場河

港湾施設用地造成のため
埋立工事の期限

昭和四十九年三月二十五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純

一

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十九年三月十四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内（県庁七階）鳥取県
公安委員会委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

倉吉市堺町一丁目八七〇番地 日野 康彦